

道の駅「北浦街道豊北」リニューアル基本計画策定支援業務
仕 様 書

1. 業務名称

道の駅「北浦街道豊北」リニューアル基本計画策定支援業務

2. 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3. 業務実施場所

道の駅「北浦街道 豊北」（下関市豊北町大字神田上 314 番地 1）ほか
（別紙1）から（別紙3）参照

4. 業務の目的

道の駅「北浦街道豊北」は、開業から14年が経過し、施設の老朽化と運営を通じての課題が浮き彫りとなってきた。具体的には、運営面では、設備機器の陳腐化や厨房・バックヤードの狭さ・使いづらさの改善。利用上では、需要に見合う駐車場・施設面積の確保が求められている。

こうした背景を踏まえ、本業務では、現状の運営・利用上の課題を整理し、解決するためのリニューアル基本計画を策定するものである。

5. 業務内容

（1）計画準備

業務の実施にあたり必要な情報を把握し、業務概要、実施方針、業務工程、実施体制、打合せ計画等を記載した業務計画書を作成し、下関市の承認を受けること。

（2）基礎調査及び現状整理

基本計画策定にあたり、発注者提供資料（上位関連計画、既存建物図面、既往資料、運営状況等）の確認を行い、施設概要、利用実態及び各種法令等への適合状況の整理を行い、課題を抽出すること。また、必要に応じて道の駅運営者に聞き取りを行い、現状の運営・利用上の課題を整理すること。

<想定の聞き取り先>

- ・道の駅「北浦街道豊北」の指定管理者
- ・道の駅「北浦街道豊北」連絡調整会議に属する民間団体

(3) リニューアル基本計画の策定

受託者は今回実施するリニューアル整備について、次の観点を踏まえ整備手段（改修・増築、規模、配置変更等）及び実現性（概算事業費・工程）を伴う改善方針を示し、リニューアル基本計画を取りまとめること。

①必要機能の改善

現状の課題を整理し、施設規模及び用地範囲を含めた必要機能の改善方針を示すこと。

②概念配置・動線整理

上記の改善方針を踏まえ、概念配置・ゾーニング及び動線（利用者・搬入・歩行者等）の整理を行うこと。なお、複数案提示も可能とする。

③概算工事費及び工程整理

上記の検討結果を踏まえ、類似事例等から概算工事費を算出すること。
また、併せて設計期間及び施工条件を整理した工事期間を検討し、供用開始までの工程を整理すること。

6. 業務の実施体制

- (1) 受託者は本業務の推進にあたっては、建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する一級建築士の資格を有する者を配置すること。また、あらかじめ業務推進体制表を提出すること。
- (2) 業務の進め方や進捗管理・成果報告等について、常に本市と連携を図り、情報共有をし、適切に業務が遂行できるよう、必要に応じて打合せを行い、受託者は終了後速やかに、打合せ議事録作成し提出すること。

7. 成果品及び納品物

本業務の成果品及び納品物は以下のとおり。なお、成果品の著作権は本市が有することとする。

- (1) 業務報告書 1部（A4版）
- (2) リニューアル基本計画 全体版：10部 概要版：10部
- (3) その他必要資料（本市の指示による） 一式
- (4) 上記成果品の電子データ 一式

なお、受託者は下関市が指示し、これに同意した場合には、履行期間中においても、成果物の部分引渡しを行なわなくてはならない。

8. その他

- (1) しものせきエコマネジメントプランに基づく特記事項は、別紙4のとおり。
- (2) 個人情報の取扱いについては、別紙5のとおり。
- (3) 下関市暴力団排除条例による措置については、別紙6のとおり。
- (4) 別紙4から別紙6については、甲は下関市、乙は受託者と読み替えることとする。
- (5) 本仕様に、定めのない事項は、双方協議のうえ決定することとする。
- (6) 業務委託の実施にあたっては、契約書、本仕様書によるほか、関連法令等を遵守すること。
- (7) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による不良個所が発見された場合は、速やかに下関市が必要と認める訂正や補足、その他必要な措置を行うものと市、これにかかる経費は受託者が負担すること。
- (8) 業務に必要な資料で下関市が所有している提供可能なものについては貸与する。この場合は、業務が完了した後、速やかに返却すること。また、受託者は貸与品について常に善良な管理を行うとともに、下関市の承諾なしに第三者に公表、貸与しないこと。